

評価対象			
事務事業名	麻布地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	開始年度	平成 19 年度
所属	麻布地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	麻布地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(1) 多様な人びとがいきいきと暮らせる都市ルールを確立する		
施策名	② 参画と協働によるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区民が自主的なまちづくりを目指し、その調査研究活動を行う場合に、区に登録されたコンサルタント（都市計画や建築等の専門家）の派遣や活動に関する費用等を支援します。
事業の対象	まちづくり相談：区民等 まちづくりコンサルタント派遣：まちづくりを考えている組織等 まちづくり活動助成：区に登録されたまちづくり組織
事業の概要	まちづくり協議会：登録団体 3団体（平成28年10月19日 1団体取消） （区民の発意でまちづくりに関することを自主的に考える団体として区に登録している団体と将来登録する予定の団体としてまちづくり相談をしている団体があります。） まちづくりコンサルタント派遣：3件 （まちづくりについて専門家を派遣し、専門家から助言、指導を行います。） まちづくり活動助成：1件 （まちづくりに関する活動の一部について助成金として費用を負担します。）
根拠法令等	港区まちづくり条例及び施行規則（平成19年10月1日施行）、港区まちづくりコンサルタント派遣要綱（昭和60年4月1日）、港区まちづくり活動助成要綱（平成20年4月1日施行）

事業の成果												
指標	指標1	まちづくり協議会登録数			指標2	活動助成金申請件数			指標3	コンサルタント派遣件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	3	2	66.7%	平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度	8	2	25.0%
平成29年度	2	3	150.0%	平成29年度	1	1	100.0%	平成29年度	5	3	60.0%	
平成30年度	3	—	—	平成30年度	1	—	—	平成30年度	5	—	—	
指標から見た事業の成果	地域住民発意のまちづくりに寄与しています。 また、平成26年3月には六本木三丁目東地区まちづくり協議会が策定した「地区まちづくりルール」が港区で初めてルール認定されました。 平成29年12月に南麻布3丁目地区まちづくり協議会が、新たに登録しました。 ※平成28年10月に西麻布三丁目北東地区まちづくり協議会は、策定したまちづくりビジョンをもとに活動を準備組合に継承したため、登録が取消となりました。現在は準備組合が中心となって活動しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,008	1,008	0	0	0	0	0	0	1,008	130	13%
平成29年度	906	906	0	0	0	0	0	0	906	532	59%
平成30年度	780	780	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	現在登録しているまちづくり協議会については、今後大きな動きは報告されていないことから事業費については、現状維持と考えている。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	まちづくり活動助成要綱の改正を行い、「地区計画等へのステップアップを目指す活動」まで行っていないが「認定されたルールに基づく継続的なまちづくり活動」を展開している組織に対して支援を行った。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	まちづくり活動を開始する場合や地区まちづくりルールの実践を目的とした活動を行う場合に検討課題の洗い出しや課題の整理など専門家のアドバイスが必要であり、コンサルタントの派遣が必要です。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	まちづくり条例:10区制定 まちづくり推進要綱:1区制定 専門家の派遣及び助成制度:11区有
コスト削減の工夫・余地	事業費は補助金と派遣の報償費のみで、コスト削減の余地はない。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	事業内容から委託等の可能性はない。
事業の課題	まちづくり組織登録からまちづくりビジョン登録、まちづくりビジョン登録からまちづくりルール認定などのように次のステップへ移行するにあたり、認定要件が難しくなることから、活動が停滞することがある。
次年度へ向けた事務の改善点	各団体の活動内容を把握し、住民のまちづくりの方向性や調査研究活動について、専門家であるコンサルタントの派遣や支援部との連携・協力体制をとっていく必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	まちづくりの自主的な活動は、区民の認知度がまだまだ低い状況ですが、住民が積極的にまちづくりに関わっていくためには事業を継続し、まちづくりに対して関心を高める必要があります。
② 事業の効果性	4	区主導のまちづくりと住民主導のまちづくりが協働して、安全で安心して生活できるまちを目指す制度として活用されています。
③ 事業の効率性	4	まちづくりに関する相談は随時受け付けています。また、コンサルタント派遣や活動助成金についても随時受付区民のまちづくり活動に支障がないように行っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	地域の区民が主体的となるまちづくりを推進していくために、今後も引き続き支援をしていく必要があるため継続とします。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	麻布地区放置自転車対策	開始年度	平成 12 年度
所属	麻布地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	麻布地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる		
施策名	④ 誰にでもやさしいバリアフリーのまちづくり		

事業概要

事業の目的	<p>自転車は身近な交通手段として、幅広く利用されており、その利用は今後も増加することが見込まれます。一方、自転車が放置された場合、歩行者の安全な通行の障害、公園等遊び場の危険性の増大、災害時の避難・救助活動の妨げ等、安全が確保できません。</p> <p>安全・安心なまちづくりをすすめるためにも、自転車等駐車場の整備や放置禁止区域の設定、違法駐輪の撤去を行い、道路公園等の本来の機能を回復させ、区民の安全で快適な生活環境を確保することを目的とします。</p>
事業の対象	<p>放置自転車、及び放置された原動機付自転車（50CCまで） 自転車等利用者</p>
事業の概要	<p>放置された自転車等の解消を図るため下記の取り組みを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回指導員による路上駐輪者への指導・啓発 ・放置自転車等の整理、警告、撤去 ・自転車等駅前乗入れ台数調査 ・駅前放置自転車クリーンキャンペーン等の啓発活動 ・自転車駐輪場及び放置禁止区域に関する周知看板等の設置 ・自転車等駐輪場の整備・管理 ・その他放置自転車対策に付随する業務
根拠法令等	<p>港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成12年4月1日一部施行） 港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則（平成12年4月1日一部施行）</p>

事業の成果

指標	指標1	駅前放置台数			指標2	貼付枚数(警告札)			指標3	撤去台数(自転車、原付)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	654	388	168.5%	平成28年度	50,000	35,408	141.2%	平成28年度	3,000	2,164	138.6%
平成29年度	388	347	111.8%	平成29年度	50,000	35,709	140.0%	平成29年度	3,000	2,084	144.0%	
平成30年度	347	—	—	平成30年度	50,000	—	—	平成30年度	3,000	—	—	

指標から見た事業の成果
 自転車等駐車場の整備と放置禁止区域の設定により、自転車利用者のマナーの向上と安全・安心な街づくりに寄与しました。平成29年度は、六本木駅自転車駐車場の開設及び放置禁止区域を拡大したことにより駅前放置台数が減少しています。事業の取組をよりの確に把握するため、達成率を当初予定/実績で算出しています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	3,241	3,241	0	0	0	0	0	0	3,241	2,410	74%
平成29年度	4,893	4,893	0	0	0	0	0	0	4,893	1,584	44%
平成30年度	73,143	73,143	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 平成29年度は、暫定駐輪場閉鎖に伴う現状復旧工事費用として約253万円予算計上していましたが、復旧内容の変更や契約落差等により、執行額が約65万円となったため執行率が低くなっています。平成30年度から支援部が行っていた放置自転車に関する巡回指導等の委託事業が支所に移管されたことに伴い、費用が増加しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	放置禁止区域の周知の徹底のため、放置自転車が多い場所や時間帯において巡回指導員の配置人数を増やすことで改善を図りました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	区民の安全で快適な歩行空間を確保、災害時の避難路の確保に関する意識はさらに高まることが予想されるため、放置自転車対策の推進はこのまま需要があるものと予想されます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他自治体(区)においても同様の行政サービスを行っています。
コスト削減の工夫・余地	自転車等駐車場・暫定自転車置き場の充実、規制の強化、放置防止対策、マナー向上の啓発等により、自転車利用者のルールの厳守が徹底されれば、最終的な撤去件数等が減り、委託費用の削減につながります。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	地区内巡回等業務・放置自転車等の整理、警告、撤去業務・自転車等駅前乗入れ台数調査業務
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	赤羽橋駅・六本木一丁目駅周辺においては、自転車駐車場を整備に適した土地が少なく民間事業者による再開発等により区民が利用できる自転車駐車場の設置を要望する方法など、地区の実情に即した対応が求められます。地域の動きに目を配りながら最適な方法を検討していく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	放置禁止区域が分かりにくいと苦情を寄せられるケースがあります。効果的に周知できるよう横断幕や看板、路面シールの設置場所などを工夫していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	他の自治体（区）でも同様の事業を実施しています。 民間では同様の事業はほとんど実施していません。 事業実施について、公益性が十分にあります
② 事業の効果性	5	駐輪場の開設や放置禁止区域の設定、指導員の強化により、放置自転車の台数は減少し続けており効果をあげています。
③ 事業の効率性	4	事業は先見性を持って計画的に実施されています。 事業は特定の対象者に偏っていません。 投入された経費に見合った効果が現れています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	開発等による人口の増加や自転車利用者の増加が見込まれていることから、駐車場の周知・啓発活動及び新たな自転車等駐車場設置に向けた業務を今後も継続して行う必要があります。 また、既存の駐車場についても、今後のあり方を都度見直し、地区管内の自転車利用環境の改善をさらに図っていく必要があります。 駐輪設備が整備されている区域は放置台数も減少しており、今後も未整備の区域への駐輪設備の整備を中心に、引き続き事業を実施する必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	麻布地区防犯灯設置助成	開始年度	昭和 46 年度
所属	麻布地区総合支所まちづくり課土木担当	種別	—
所管課長	麻布地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(6) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要

事業の目的	区内の私道に防犯灯を設置・撤去する町会又は自治会に対して補助金を交付し、防犯灯の整備を促進することを目的とします。(要綱第1条)
事業の対象	事業の対象は、町会又は自治会が、設置・撤去する防犯灯工事を対象とし、予算の範囲内で補助金を交付します。ただし、防犯灯に広告物(町会名を除く)の掲示又は記入がないものを対象とします。(要綱第3条)
事業の概要	区内の私道に防犯灯を設置・撤去する町会又は自治会(以下「町会」という)に対し、補助金を交付します。補助の対象は、町会が設置・撤去する防犯灯工事で、防犯灯に広告物(町会名は除く)が掲示または記入されていないものや、防犯灯の電気料金を町会で支払っていることを要件とします。補助金の額は、工種別単価に工種数量を乗じて得た額と当該工事に要する実工事額のいずれか小さい額とします。
根拠法令等	港区防犯灯設置の補助に関する要綱(昭和47年3月7日 46港建管発第22号)

事業の成果

指標	指標1	防犯灯補助金交付件数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	2	2	100.0%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	2	2	100.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	2	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	申請に対して速やかに助成をし、老朽化した防犯灯の建替などにより、私道の照度を常に維持することで、地域の安心安全が確保されています。											

予算状況

年度	予算状況							決算状況			
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	776	776	0	0	0	0	440	0	1,216	1,215	100%
平成29年度	756	756	0	0	0	0	0	0	756	286	38%
平成30年度	791	791	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	毎年、独立1基、共架1基で予算要望をしていますが、平成28年度は、独立2基の申請があったため、芝支所からの予算流用手続きにより対応しました。平成29年度は、共架2基の申請であったため、執行率が低くなっています。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	町会又は自治会からの申請を受けた箇所を中心に現状の把握に努めました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	安全・安心への区民意識が高まる中、今後も、防犯灯の新設及び建替え需要が見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区においても同様の行政サービスを提供しています。
コスト削減の工夫・余地	防犯灯の規格を統一することにより更新時のコストを平準化しています。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	防犯灯の設置、撤去は防犯灯を管理する町会又は自治会からの申請となるため、委託等アウトソーシングで行うには不向きな内容です。
事業の課題	防犯灯の設置、撤去は防犯灯を管理する町会又は自治会からの申請となるため、年度により申請件数に変動があります。このため、申請の多い場合は、助成が次年度になることがあります。
次年度へ向けた事務の改善点	町会への周知により、早めの申請を促し、申請が多い場合は、支所間での予算流用や、優先順位を決めるなどの調整を行います。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	区民が安全・安心・快適に通行できることに対する補助であるため、事業目的に適合しており、必要な事業です。
② 事業の効果性	4	平成28年度・29年度に2件の申請がありました。申請主義であるため、申請件数には変動があるが、安全安心の確保のため必須の事業です。
③ 事業の効率性	4	補助を行うことにより、私道の夜間照明が確保され、歩行者の安全性が向上しているため、投入された経費に見合った効果が現れています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	町会・自治会からは、防犯灯の建替え・新設等の要望が強く、区が主体的に区民の声に耳を傾け現状の把握に努めながら、安全安心の確保のために、申請件数がゼロの年度があっても、本事業は今後も継続していく必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 40

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	麻布地区保護樹木・樹林助成	開始年度	昭和 49 年度
所属	麻布地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	麻布地区総合支所まちづくり担当課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(8) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要

事業の目的	港区みどりを守る条例の基準により、幹の太さや面積が一定以上の樹木・樹林を保護樹木・樹林として指定し、区内の良好な緑を保全すること、また、樹木診断や維持管理の相談などの支援を行い、保護樹木・樹林制度の充実を図ることを目的とします。
事業の対象	区民、区内事業者（土地所有者又は管理者）
事業の概要	区内にある大きな樹木・樹林を守り、健やかに育てていただくために、区民等が所有する樹木・樹林で、所有者又は管理者から申請があった場合に、申請に基づき調査を行い、区の基準に該当するものを保護樹木・保護樹林として指定し、維持管理にかかる経費の一部を助成します。
根拠法令等	「港区みどりを守る条例」（昭和49年6月28日施行） 「港区みどりを守る条例施行規則」（昭和49年6月28日施行）

事業の成果

指標	指標1	指定保護樹木・樹林件数			指標2	補助金申請件数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	46	46	100.0%	平成28年度	46	46	100.0%	平成28年度			
平成29年度	46	45	97.8%	平成29年度	46	45	97.8%	平成29年度				
平成30年度	46	—	—	平成30年度	46	—	—	平成30年度		—	—	
指標から見た事業の成果	保護樹木等所有者・管理者への支援を行うことにより、樹林性の生きものの生育・生育環境となるほか、大気の冷却や雨水の地下浸透の調整がなされています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,384	1,384	0	0	0	0	0	0	1,384	1,275	92%
平成29年度	1,382	1,382	0	0	0	0	0	0	1,382	1,324	96%
平成30年度	1,398	1,398	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	事業費の内訳としては補助金の割合が大きですが、金額の推移が少ないことから読み取れるように、地区内の保護樹木の減少を防いでおり、指定された樹木の保護に寄与しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	区の保護樹木・樹林助成事業は、良好な自然と生活環境の増進に資することからニーズは根強くあります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区においても同様の行政サービスを提供しています。
コスト削減の工夫・余地	樹木の選定は根回りや高さにより費用が違います。保護樹木は根回り2m高さ20mを超えるものも多く、高所作業者を使用しての剪定費用は100,000円以上かかります。現在の区の保護樹木に対する補助金は1本目は7,500円、2本目からは1本につき5,500円(上限70,000円)となっていることから削減の余地はないと考えます。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	新規申請及び既存分に係る樹木診断委託
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	良好な緑の保全を目的とした事業ですが、保護樹木・樹林の剪定、落ち葉の清掃、病虫害への対応など、維持管理にかかる所有者の負担に対する認識不足が課題となっています。今後も事業を継続していくため、所有者には本来の目的に対する理解を再認識していただくよう丁寧な説明が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	支給する補助金の額より所有者が負担する費用が多く、補助金額の見直し等の要望がありますが、良好な緑の環境を保全することの重要性や現状の補助金制度について、所有者の方々に理解を深めていただくためよりいっそう丁寧な説明を続けていきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	区と所有者が一体となって保護樹木・樹林を保全していくことは、緑の保全策として有効であり、本事業は必要です。
② 事業の効果性	4	当事業が、民有地におけるみどりの保全策として一定の役割を担っており、所有者が保護樹木・樹林を保全するうえで有効です。
③ 事業の効率性	4	保護樹木・樹林を保全するための指定及び補助金の交付は、緑の潤いと安らぎのある生活環境を確保するために有効です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	<p>港区内に貴重な緑を保全し、後世に長く残していくための、保護樹木の所有者・管理者への支援は重要です。そのため、本事業は継続して行く必要があります。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

No 41

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	麻布地区緑化普及啓発	開始年度	昭和 54 年度
所属	麻布地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	麻布地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(8) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要

事業の目的	植木市の実施（麻布地区・芝地区のみ）、園芸講座の実施により、区民への緑化の促進、普及啓発を図ります。
事業の対象	区民
事業の概要	<p><植木市> 苗木・草花・肥料等販売と、記念品として苗木の無料配布及び緑の相談を実施しています。</p> <p><園芸講座> 緑に関する知識習得の機会として5支所で開催しています。当日は、園芸や緑化に関する相談も行えるような講座として、園芸の専門家を講師に招いています。なお、参加費用として受益者負担（1,000円）を徴収しています。</p>
根拠法令等	港区みどりを守る条例（昭和49年6月28日施行） 港区みどりを守る条例施行規則（昭和49年6月28日施行）

事業の成果

指標	指標1	園芸講座参加者人数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	30	19	63.3%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	30	24	80.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	30	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	概ね、当初予定通りのおりの実績となっており、成果が上がっています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	2,396	2,356	0	0	0	40	0	0	2,396	2,388	100%
平成29年度	2,376	2,346	0	0	0	30	0	0	2,376	2,256	95%
平成30年度	2,282	2,282	0	0	0	60	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	当初予算額どおりに執行しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	敬老・誕生鉢植えの配布事業を廃止し、緑に関する知識習得に機会を増やすために園芸講座の開催数を2回に増やし、対象者を3歳以上の親子と一般に分け、参加対象の年齢層を幅広くしました。また、開催案内のチラシを作成し、周知に取り組みます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	行政が実施していることから安心感があるため、区の緑化普及啓発事業へのニーズは根強くあります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	・園芸講座類似事業 21区実施 ・植木市 12区実施(展示会などを含む) *「都・区市町村自然環境行政概要」による(東京都環境局)
コスト削減の工夫・余地	事業内容については、平成21年度から各事業とも事業内容の見直しを実施してきました。 平成26年度から、毎年2日間実施していた植木市の開催を1日のみの実施にするなど事業内容の見直しを引き続き行っています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	植木市の開催について、委託で実施しています。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	園芸講座については、委託ではなく、職員が報償費、材料費を活用し講座を開催しています。現状の予算ではこれ以上は難しいと考えられます。
事業の課題	園芸講座の実施内容について参加者からは好評であり、普及啓発に一定の成果はありますが、実施内容の検討および準備について職員が行っており、専門的な知識がない状況で、内容の充実を図っていくことが課題です。
次年度へ向けた事務の改善点	緑化に関心を持つようなきっかけづくりにしていくため、環境課に協力を依頼し、講座内容の充実やターゲットの絞り込みなど内容等を見直し、緑に関心や興味を持つような工夫を施します。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	今後も、区民ニーズや要望は見込まれるため、事業の継続は必要です。
② 事業の効果性	4	実施内容の検討など5支所の連携・協力によりおおむね目標を達成しています。
③ 事業の効率性	4	区民の緑化普及・啓発事業としては成果をあげていますが、具体的な緑化の量的な増加など事業による効果の測定が困難です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	植木市は、緑への関心を高めるきっかけづくりとして、多くの世代は来園しているため需要がかなりあります。 園芸講座は、緑への興味を持つ方や既に経験された方が知識取得のため度々されており、需要も多く、緑化普及の有効な手段となっています。 ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 今後は、園芸講座に親子と一緒に体験する講座を取り入れるなど、より一層の多世代への関心を高める内容にするとともに、緑化知識取得の場として充実させ、区民一人一人の緑化への意識を醸成しながら、誰もが緑化に親しめるよう事業の転換を図っていきます。

No 42

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	飯倉片町地下横断歩道小学生児童絵画展示事業	開始年度	平成 19 年度
所属	麻布地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	麻布地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(10) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進		

事業概要

事業の目的	小学生児童が作成した絵画を展示し、環境や緑、自然への意識を醸成させるとともに、地下通路を明るくし、さらに落書き防止対策とすることを目的としています。
事業の対象	麻布小学校4年生
事業の概要	麻布小学校の通学路となっている飯倉片町地下横断歩道に小学生児童が作成した環境やエコをテーマにした絵画を展示し、環境や緑、自然への意識を醸成させるとともに、また児童の絵画を展示することにより地域の区民にとって親しみが持て、地域の目が行き届く地下通路となり、落書き防止対策にもなっている。 展示は2年間行い、卒業時に絵画をプレートにしプレゼントしている。
根拠法令等	—

事業の成果

指標	指標1	絵画の付替え			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	1	1	100.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	1	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	絵画を展示することにより児童をはじめ、地域の区民にとって親しみが持て、地域の目が行き届く通学路になっている。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	542	0	0	0	542	0	0	0	542	526	97%
平成29年度	597	0	0	0	597	0	0	0	597	463	78%
平成30年度	638	638	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成29年度まで麻布地区地域事業「みんなでエコっとプロジェクト」の1事業として実施していたため基金を使用。平成30年度から経常事業として実施。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	通学路でもある地下通路に児童の絵画を展示することにより、地域の目が行き届き、落書き防止にも役立っていることから今後も需要が見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区においても、同様の事業が行われています。
コスト削減の工夫・余地	事業費が卒業時のプレート作成と付け替え委託料のみのためコスト削減の余地はありません。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	絵画の加工及び取り付け作業
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	事業開始から落書き等の報告もなく、地下通路も明るくなり好評であります。費用対効果など評価する項目について見えにくいところがある。
次年度へ向けた事務の改善点	麻布小学校と連携を図り、それぞれの役割分担の中で効果を高めていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	児童の作品が展示されることにより、事業開始以降落書きの報告もなく、地域の親しみが持てる場所として浸透しているなど効果も表れているため必要な事業です。
② 事業の効果性	4	絵画を展示することにより、親しみが持て、住民の目が届くことにより、落書き防止にもなっている。
③ 事業の効率性	4	地域の児童の絵画を展示することにより、住民の関心が集まりやすい。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	児童が、自身の絵画が通学路に展示されることにより、絵画のテーマである環境やエコについて考える機会を得ることや、親しみやすく住民の目が行き届くことによる落書き防止にもなっていることから、今後も継続していく必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	